

# 令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	7	府省庁名 厚生労働省
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不動産取得税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所税</span> その他（ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地方消費税</span> ）	
要望項目名	社会福祉法人制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</li> <li>・ 特例措置の内容</li> </ul> <p>【社会福祉法人関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」において社会福祉法人の大規模化・協働化について議論しており、6月の「議論の整理」において、社会福祉法人の連携促進策の一つとして、社会福祉法人主体の連携法人制度の創設に向けた検討を進めることとしたことから、法改正について検討すると共に必要な税制措置を講じていく。</li> <li>○ 上記の他、同検討会及び「社会福祉法人会計基準検討会」における議論の結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。</li> </ul> <p>【地域共生社会推進関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策等について、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」等において検討を行い、その結果等を踏まえて制度の見直しを行い、税制上の所要の措置を講ずる。</li> </ul>	
関係条文	[ ]	
減収見込額	[初年度]      -      (   -   )      [平年度]      -      (   -   ) [改正増減収額]      -      (   -   )      (単位：百万円)	
要望理由	<p>【社会福祉法人関係】</p> <p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会構造が変化し、国民の抱える福祉ニーズが多様化・複雑化する中で、既存の社会保障や福祉政策にとどまらない切れ目のない生活支援サービスへの期待等、法人を取り巻く環境は大きく変化している。一方で、生産年齢人口の減少が加速するなど、人材不足等の問題が更に深刻化する恐れもある。</li> <li>○ 「経済政策の方向性に関する中間整理」（平成30年11月26日未来投資会議・まち・ひと・しごと創生会議・経済財政諮問会議・規制改革推進会議）において、「経営の安定化に向けて、医療法人・社会福祉法人それぞれの経営統合、運営の共同化の方策や、医療法人と社会福祉法人の連携方策を検討する。」とされたことも踏まえ、社会福祉法人の大規模化、協働化に関連する検討会を平成31年度開催しているところ。</li> </ul> <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉法人が福祉サービスの基盤的提供主体としての役割を果たすこと等が求められる中、所要の措置を講ずる必要がある。</li> <li>○ 社会福祉法人が協働化する場合の一つの選択肢として、「地域医療連携推進法人」の例を踏まえ、社会福祉法人主体の連携法人制度を創設することが必要であること。</li> </ul> <p>【地域共生社会推進関係】</p> <p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、複合化・複雑化した生活課題への対応のため、断らない相談支援などの包括</li> </ul>	

	<p>支援や多様な地域活動の普及・促進について、新たな制度の創設の検討を含め、取組を強化する。(経済財政運営と改革の基本方針 2019 (骨太の方針) (令和元年6月21日))</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、社会福祉法が改正され、地域福祉の推進の理念が明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨規定。附則において、公布後3年(令和2年)を目途として、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。</li> <li>○ これを受け、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」における検討を行い、その結果を踏まえて制度の見直しを行うこととする場合には、当該見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる必要がある。</li> </ul>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【社会福祉法人関係】 基本目標Ⅷ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標 2 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること 施策目標 2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること</p> <p>【地域共生社会推進関係】 基本目標Ⅷ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標 1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策目標 1-1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p>
	政策の達成目標	<p>【社会福祉法人関係】 経営の大規模化、協働化の促進法策を講じ、社会福祉法人が福祉サービスの基盤的提供主体としての役割を果たすこと。</p> <p>【地域共生社会推進関係】 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	恒久措置を要望
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>【社会福祉法人関係】 社会福祉法人に求められる機能、置かれている状況を踏まえ、大規模化・協働化の促進が重要であり、その促進方策として、税制措置、規制の一定の緩和等が必要である。</p>
ページ	7—2	

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	新規